

「産業協力のための特許審査面接試行作業方案」Q&A

2022年12月1日改訂

Q1：産業協力のための特許審査面接とは何か。

A1：本面接方案は、職権による面接を主体とするもので、審査官が技術内容を理解するために自発的に出願人へ技術内容を説明する意向があるかないかを問い合わせるだけでなく、出願人もまた、産業協力のための特許審査面接意向書にて面接をする意思表示することもでき、出願が先端テクノロジーに関するものであるか否か、また、面接が上記先端テクノロジーの技術内容を理解することに役立つかを審査官が判断し、本方案を適用できると確認した場合、職権により出願人に産業協力のための特許審査面接の通知を行うものである。方案の目的は、出願人が審査官へ先端テクノロジー出願の技術内容について説明することで、審査官の先端テクノロジー出願についての理解度を高めるためであり、出願人の迅速な特許ポートフォリオ展開ニーズに応えるだけでなく、出願の審査の質を有効的に向上することもできる。

Q2：産業協力のための特許審査面接を希望する場合、費用は必要なのか。

A2：本方案は、審査官が職権により智慧局での面接を通知するものであることから、面接の申請費用は納付する必要はない。

Q3：産業協力のための特許審査面接意向書の提出時期はいつか。

A3：出願人が智慧局から実体審査に入る段階の通知を受けた後で、且つ智慧局からの審査結果通知を受ける前（審査意見通知書又は査定書を含む）でなければならない。

Q4：特許出願の実体審査を請求する時に、同時に産業協力のための特許審査面接意向書を提出することはできるのか。

A4：提出できない。出願人が特許出願の実体審査を請求した後、智慧局は関連手続作業を完了させて始めて当該出願は実体審査に入ることができる。よって、出願人は智慧局から実体審査に入る通知を受けてから始めて産業協力のための特許審査面接意向書を提出することができる。

Q5：「産業協力のための特許審査面接意向書」と「スタートアップ企業積極型專利審査申請」を同時に提出することはできるのか。

A5：スタートアップ企業積極型專利審査は、出願人が周到的專利戦略とポート

フォリオ展開が構築できるようにすることに重きを置いており、また積極型面接を実施する前に、事前に出願人に面接資料を渡すものである。一方、産業協力のための特許審査面接は、面接前に先行技術調査及び審査はせず、出願人が審査官へ先端テクノロジー出願の技術内容を説明することで、審査官の当該出願に対する理解度を向上させるもので、出願人の迅速な特許ポートフォリオ展開ニーズに応えるだけでなく、出願の審査の質を有効的に向上することができるものである。両方案の目的・効果は異なるため、出願人はニーズに合わせて自身に適した方案を申請することを御勧めする。

Q6：産業協力のための特許審査面接について意向書提出の条件は何か。件数に規定はあるのか。

A6：同一出願人の先端テクノロジー出願で、智慧局から実体審査請求に入るとの通知を受けた後、審査意見通知書又は査定書を受け取っていないことが条件で、かつ、出願は原則的に10件以内の場合、産業協力のための特許審査面接意向書を提出することができる。

Q7：産業協力のための特許審査面接の意向書を提出したい出願が10件以上の場合、本方案は適用することはできないのか。

A7：本面接方案は実施方式において、出願は原則的に10件以内とするとの説明は、面接を行う際に出願に含まれる技術範囲が広範になり過ぎて、一回の面接時間内に説明を完全に終わらせることが難しくなることを避けるため、出願人が10件を超える先端テクノロジーについて提出する場合、技術の範疇に分けて意向書を提出することもできる。

Q8：規定に符合し意向書を提出すれば、産業協力のための特許審査面接を行うことができるのか。

A8：出願が先端テクノロジーと関連するもので、面接が上述した先端テクノロジーの技術内容の理解に役立つ場合に、審査官は職権により出願人へ産業協力のための特許審査面接を行う旨を通知するため、意向書を提出したからといって、産業協力のための特許審査面接を行うことができる訳ではない。

Q9：出願の技術内容が、産業協力のための特許審査面接試行作業方案に列記してある先端テクノロジーの範疇にないが、既存産業技術のイノベーション的応用である場合、産業協力のための特許審査面接意向書を提出することはできるのか。

A9：本方案で列記している先端テクノロジーの範疇は例示したまでのことで、列記した先端テクノロジーの範疇に制限されるものではなく、審査官が個別案件ごとに具体的に判断する。出願に関する技術内容、文献資料及び審査官の審査に役立つその他の書類資料があれば、併せて添付することができる。

Q10：審査官の問い合わせを経て出願人から先端テクノロジーに関する出願の技術内容を説明する意向がある場合、出願人は産業協力のための特許審査面接意向書を提出する必要があるのか。

A10：必要ない。出願人が審査官から問い合わせのあった案件に対し、出願の技術内容を説明する意向がある場合、審査官が直接職権により出願人に産業協力のための特許審査面接の実施を通知し、出願人は産業協力のための特許審査面接意向書を提出する必要はない。

Q11：審査官の問い合わせを経て出願人から先端テクノロジーに関する出願の技術内容を説明する意向があり、また、出願人が関連する技術分野の出願をも併せて審査官に説明したい場合、併せて面接することはできるのか。

A11：出願人が産業協力のための特許審査面接意向書を提出したい（面接を受けたい）出願が、審査官の問い合わせた出願より多い場合、出願人は産業協力のための特許審査面接意向書を提出しなければならない（意向書にて面接請求）。審査官は個別案件ごとに本方案を適用するか否かを判断する。

Q12：審査官の問い合わせを経て出願人から先端テクノロジーに関する出願の技術内容を説明する意向がある場合、書面で面接通知書が送られるのか。

A12：審査官は先端テクノロジーに関する出願であると判断した場合、電話で出願人に技術内容の説明を行う意向があるかを問い合わせ、同意を得た後に始めて職権により面接通知を発行するため、書面での面接通知書となる。

Q13：審査官が出願について産業協力のための特許審査面接をする必要がないと判断した場合、面接費用を納付すれば当該出願は本面接方案を適用することができるのか。

A13：できない。ただし、智慧局の現行の面接作業要点の規定を参考にすると、本来、審査前に面接を行うことができるため、出願人はニーズに合わせて一般の面接手続を申請することができる。

Q14：同一出願人が提出する産業協力のための特許審査面接意向書に回数制限はあるのか。

A14：本方案の面接回数に制限はなく、審査官が個別案件ごとに産業協力のための特許審査面接がさらに必要かどうかを判断する。

Q15：発明技術に関する者とは誰になるのか。

A15：発明技術に関する者は、出願に関する先端テクノロジーの内容を理解する者で、発明者、出願人又はその被雇用者を含み、且つ台湾国籍又は外国籍のいずれも適格である。

Q16：発明の技術関係者が、自ら面接に出席することができない場合、専理士（弁理士に相当）、弁護士又は特許代理人が出席して特許技術の説明を行うことはできるのか。

A16：できない。本方案の目的は、審査官が出願に関連する先端テクノロジーの技術内容を理解し、審査の効率と質を向上させることにある。よって、出願の発明の技術関係者は必ず面接に出席しなければならない。技術関係者ではない専理士、弁護士又は特許代理人等は、発明の技術関係者からのニーズがあれば、面接に同席することはできるが、上述の技術関係者ではない者だけが代表して面接に出席することはできない。

Q17：発明の技術関係者が智慧局での面接に出席することができない、若しくは各地事務所での面接に出席することができない場合、遠隔オンライン面接はできるのか。

A17：発明の技術関係者が自ら本局又は各地事務所での面接に出席することができない場合、智慧局の専利案件に関わる面接作業要点の規定により、オンライン面接を行うことができ、自ら選択した適切な場所と本局とで会議システムをつなげて、直接審査官とオンライン面接を行うことができる。オンライン面接の注意事項及び証明書類については、「經濟部智慧財産局専利出願面接作業要点（智慧局の専利案件に関わる面接作業要点）」に基づき実施する。

Q18：面接資料が出願人の未公開技術に関する場合、どのようにして出願人の営業秘密を保障するのか。

A18：本方案の面接記録には、面接の時間、場所、参加者及び審査に必要な出願に関する技術又は事項を記載するが、出願人の商業機密又は営業秘密を保障するため、出願人がそれは商業機密又は営業秘密であると表明すれば記

録しない。面接過程において、出願人は秘密保持措置（書類資料の回収、人を派遣して秘密保持過程を監督する等）を実施する必要がある場合、智慧局はその意思のいずれも尊重する。このほかに専利法第 15 条第 2 項に「専利主務官庁の職員及び専利審査官は、その職務上知り得た、又は所持した専利に係る発明、実用新案、意匠、又は出願人の事業上の秘密に対し、守秘義務を負う。違反した者は、関連法律により責任を負わねばならない。」と規定されており、智慧局の職員は職務上、秘密保持義務を負うことから、別途秘密保持協議に署名する必要はない。

Q19：実施方式において面接終了後、原則的に 6 ヶ月以内に審査結果を通知するという説明を削除したのはなぜか。

A19：本方案は、発明の技術関係者が審査官に対し先端テクノロジー出願の技術内容を説明して、審査官の前述した先端テクノロジーの技術内容の掌握度を向上させるためであることから、自ずと、同時に審査効率及び品質の有効に向上させることができるため、特に規定する必要はないからである。さらに、現在の試行状況の統計データから、面接終了から審査結果発行までの処理時間には、一般案件より確実に効率アップしていることが明らかである。